

# 令和5年度「もりおか広域消費者向け 工芸展」(仮称) 開催事業企画運営業務

## 業務仕様書

令和5年4月  
盛岡広域振興局

## 令和5年度「もりおか広域消費者向け工芸展（仮称）」開催事業企画運営業務仕様書

### 1 事業目的

消費者向けの工芸品販売・魅力発信に取り組むことにより、管内工芸品事業者の更なる販路拡大・売上向上につなげる。

また、SDGsに根差した工芸品の価値や魅力を高めることにより、販売の拡大につなげるとともに、持続可能な経済社会の構築を目指す。

### 2 委託件名

令和5年度「もりおか広域消費者向け工芸展」（仮称）開催事業企画運営業務

### 3 委託期間

契約日から令和6年3月22日まで

### 4 委託事業内容

#### (1) 工芸展の参加者募集及び企画運営

ア 工芸展名称 令和5年度「もりおか広域消費者向け工芸展」（仮称）

イ 開催時期 令和5年9月～11月の土日祝日のうち連続する2日間（予定）

ウ 開催場所 盛岡市内

エ 参加対象者 次のとおり出展事業者の募集及び参加者への周知を行うこと

○ 出展事業者 盛岡広域エリアの工芸品事業者10～15事業者

○ 参加者 一般消費者全般

オ 出展料 1事業者当たり5千円とし、本業務に係る経費に充てること。

#### カ 留意事項

① 工芸品の体験、購入、持続可能な使用方法の学習等を目的とするパネル展示等を盛り込むこと。

② 工芸展以外の催事との連絡調整

○ 盛岡市内で行われる「岩手県地場産品展示販売会（仮称）」との連携に関すること

- ・ 盛岡市内において、県内の伝統工芸、漆、アパレル等、県内地場産業事業者（食産業事業者を除く。）による対面式での展示販売会の開催を企画していることから、当該催事の受託者等と連絡調整を行うこと。
- ・ 当該イベントの主催者は、岩手県商工労働観光部産業経済交流課であること。

○ その他消費者向け工芸展会場周辺で実施される関連イベントとの調整に関すること

- ・ 上記「岩手県地場産品展示販売会（仮称）」のほか、消費者向け工芸展会場周辺で予定されているイベントがある場合は、そのイベントの受託者等と連絡調整を行うこと。

③ 事業効果を高める企画があれば、委託費の上限額の範囲内で提案すること。

#### (2) 実施結果の報告

委託業務の実施結果について、内容、実施状況、売上結果及び来場者数等実績が具体的に確認できるものを取りまとめ、委託者へ報告すること。

#### (3) 出展事業者及び来場者へのアンケートの実施及び報告

工芸展出展事業者及び参加者に対し、満足度や要望等に係るアンケートを実施し、結果を

取りまとめ、委託者へ報告すること。

#### (4) その他

- ア 販売会等の名称については、受託者から提案すること。
- イ 販売会等当日の運営のほか、会場設営及び撤去については受託者において行うこと（必要な設備の搬入・搬出、会場管理者との事前調整等含む。）。
- ウ 会場案内、誘導案内を必要に応じて設置し、来場者の安全を確保すること。
- エ 本業務に関係する案内業務等に従事する者は、来場者がスタッフであることを容易に認識できるように、統一の名札等を着用することとし、当該名札のデザイン及び作成を行うこと。
- オ その他、委託事業内容は別添設計書を参照のこと。
- カ 業務の実施に当たり、受託者は、事前に実施計画書（実施時期、場所、内容を記載したものの。様式任意）を作成の上、委託者に提出すること。

### 5 委託料の上限額

1, 041千円（税込）

### 6 留意事項

契約に当たっては、企画提案の内容及びその後の協議に応じて仕様書を変更することがあること。

### 7 事業実績報告

この事業が終了した後、令和6年3月22日（金）までに、事業完了報告書（別途様式を指定）を作成し、提出すること。

その際、4(2)及び(3)に示す実施結果及びアンケート結果に関する報告書を添付すること。

### 8 契約に関する条件等

#### (1) 再委託の制限等

- ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を委託者に対して書面で報告しなければならない。

#### (2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 委託者は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- イ 委託者は、(1)イにより再委託を受けた者が本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ウ 受託者は、ア又はイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、委託者に対して書面により通知しなければならない。

#### (3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料並びにその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から委託者に移転すること。

#### (4) 機密の保持

受託者（再委託により受託した者を含む。以下同じ。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならないこと。契約終了後も同様である。

#### (5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び個人情報の保護等に関する条例（令和4年岩手県条例第49号）を遵守しなければならない。

#### (6) 財産取得の制限

本業務の委託費によって、備品等（性質又は形状を変えずに比較的長期（概ね1年以上）にわたり通常の使用に耐えると認められる物で、特に指定するものを除き、その取得価格又は評価額が5万円以上の物）の財産を取得することは原則として認めない。

## 9 その他

(1) 本事業の執行に当たっては、随時、委託者と協議を行うこと。

特に、本事業の実施における新型コロナウイルス感染症の適切な感染症対策及び安全な実施に向けた注意喚起については、委託者と協力して対策を講じること。

(2) この仕様書に記載のない事項については、委託者と受託者で協議の上、取扱い等を決定するものとする。

(3) 見積りに当たっては、別添設計書を参照のこと。

(4) 新型コロナウイルス感染症等の感染状況によって、感染拡大防止のための措置を講じる必要がある場合には、本業務を変更（延期を含む）又は中止することがある。その場合、委託者と協議の上、契約を変更し、必要に応じて委託料を精算するものとする。

(5) その他定めのない事項については、その都度委託者と協議の上、処理するものとする。